

協議第 4 5 号

調整番号 0 0 7 - 0 2 「執行機関」について

現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の例を基本として、組合の執行機関に、管理者 1 人、副管理者 7 人及び会計管理者を置く。

管理者は、関係市町村の長の互選により選出する。

副管理者は、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

会計管理者は、管理者が任命する。

管理者は〇〇市町村長とする。

報酬は現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合のとおりとする。

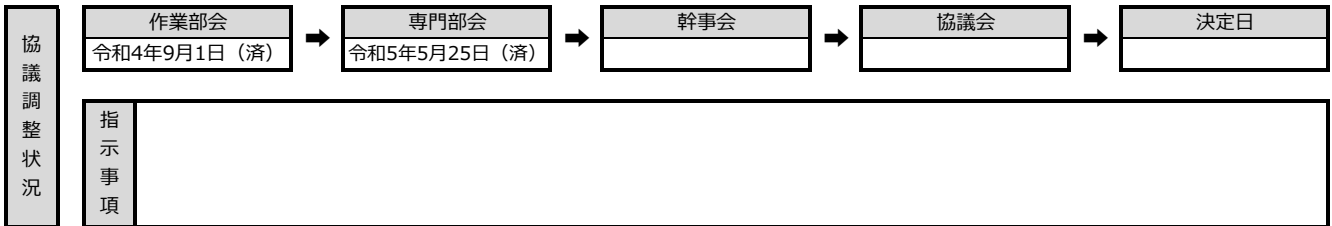
**運用**

**大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）**

項目番号	007
決裁区分	協議会

調整番号	007-02	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	執行機関
------	--------	------	----	------	----	------	------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組規約	-	-
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他
現状	組合に管理者、副管理者2人及び会計管理者を置いている。 管理者は、組合市の長の互選により選出する。 副管理者は、管理者以外の組合市の長をもって充てる。 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。	-	-
課題	なし。		
検討調整結果	現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の例を基本として、組合の執行機関に、管理者1人、副管理者7人及び会計管理者を置く。 管理者は、関係市町村の長の互選により選出する。 副管理者は、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。 会計管理者は、管理者が任命する。 <b>管理者は〇〇市町村長とする。</b> <b>報酬は現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合のとおりとする。</b>		
広域化後の課題	管轄面積及び構成団体の増加により、意思決定に時間を要しないようにする必要がある。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考	(報酬) 管理者 月額 14,000円 副管理者 月額 13,000円 会計管理者 併任のため報酬なし		



## 特別職の非常勤職員の報酬一覧

組合名称	管理者	副管理者	公平委員会委員長	公平委員会委員	監査委員(識見を有する委員)	監査委員(議会選出委員)	行政不服審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会委員	執行機関の附属機関の委員
柏原羽曳野藤井寺消防組合	月額 14,000円	月額 13,000円		年額 8,000円	月額 10,000円	月額 2,000円	日額 20,000円	日額 20,000円	日額 7,000円
柏羽藤環境事業組合	月額 14,000円	月額 13,000円		年額 8,000円	月額 10,000円	月額 2,000円	日額 20,000円	日額 20,000円	
藤井寺市柏原市学校給食組合	月額 14,000円	月額 13,000円		年額 8,000円	月額 10,000円	月額 2,000円	日額 20,000円	日額 9,500円	教育委員会事務点検評価員 日額 9,500円
南河内環境事業組合	月額 16,000円	月額 15,000円		月額 2,000円	月額 10,000円	月額 4,000円			
枚方寝屋川消防消防組合	月額 18,000円	月額 17,000円	月額 5,500円	月額 5,000円	月額 10,000円	月額 2,300円	その他の特別職非常勤職員 月額50,000円以内で任命権者が別に定める額		
守口市門真市消防組合	月額 16,000円	月額 14,500円	年額 30,000円	年額 25,000円	月額 10,000円	月額 7,000円	その他の委員 日額9,500円		
泉州南消防組合	月額 15,000円	月額 14,000円		年額 21,000円	月額 18,000円	日額 2,000円	日額10,500円	日額10,500円	常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める額
大東四條畷消防組合	月額 12,000円	月額 11,000円	日額 8,500円	日額 7,500円	月額 10,000円	月額 1,000円	執行機関の附属機関としての審査会等の委員の報酬の額 審査会の委員長日額 8,500円 審査会の委員日額 7,500円		